

---

## 第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

令和2年9月14日 (月曜日)

---

### 議事日程 (第3号)

令和2年9月14日 午前9時35分開議

- 日程第1 議案第49号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第2 議案第50号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第51号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第5回)について
- 日程第4 議案第52号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第5 議案第53号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第6 議案第54号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第55号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第56号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第57号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 日吉津村教育委員会委員の任命について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第49号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第2 議案第50号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第51号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第5回)について
- 日程第4 議案第52号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第1回）について

- 日程第5 議案第53号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第6 議案第54号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第55号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第56号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第57号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 日吉津村教育委員会委員の任命について

---

**出席議員（10名）**

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ..... 中 田 達 彦 総務課長 ..... 高 田 直 人  
総合政策課長 ..... 福 井 真 一 住民課長 ..... 矢 野 孝 志

福祉保健課長 ----- 小 原 義 人            建設産業課長 ----- 益 田 英 則  
教育長 ----- 井 田 博 之            教育課長 ----- 横 田 威 開  
会計管理者 ----- 西            珠 生

---

### 午前 9 時 00 分 開議

○議長（井藤 稔君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日は議案質疑であります。議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

#### 日程第 1 議案第 49 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、議案第 49 号日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。4 点お願いします。この条例ができたっていうのは、国の方では 26 年ですかね、制定はされていますけれども、多分日吉津村で今回この申請があったので、知事さんの認可が下りたということを経からの通知があって定められたかどっちかだろうとは思いますが、1 点としてこの条例を見ても課税免除の理由がですね、3 ヶ年以内に消滅した場合とかというのがあると思うんですけども、その条文がないなと思って見ましたけれどもこういった点はどうなるのでしょうか。そういう条文はいらぬものなのでしょうか。

2 点目としてですが、第 4 条ですけども、ここにはわたしは 2 点のことがはいつてるのかなというふうに捉えました。提出虚偽の届け出とかをしたものの措置ということで上がっていますけれども、はじめはそういう届け出、不正な行為とかがあったものというのがありますけれども、2 段目のところ、正当な理由がなくこうあれしたものの、3 段目にはいますね、村税に滞納がある場合というのがありますけれども、これは 2 項かなんかでこうもってきてたががいいのかなというふうに捉えたんですが、その点についてお伺いをいたします。

それから新しい条例ですので、第 6 条ですけども、必要な事項は村長が別に定めるというのがありますが、今回規則が定められるのかどうなのか、もし定められたんならそれも一緒に提示をしていただきたいなということが 1 点。

そしてあと1点は、附則です。附則で令和2年度から課税を適用するという事はわかりますけれども、その下に2として1月31日だと思いますけれども、それを11月30日に読み替えるというのがあります。これは今回、その時期が遅れてこういう条例を制定するので、そういうふうになったのかどうなのか、その点を説明をしていただきたいと思います。

**○議長（井藤 稔君）** 矢野住民課長。

**○住民課長（矢野 孝志君）** 三島議員のご質問にお答えします。まず1点目の課税免除3年以内に消滅した場合ということですが、第2条の一番最後のところですが、3年度に限り課税免除できるということで、要は最初の年から3年間に限ってしかできませんので、その後はなしということ、ここの中で限りということに記載しておりますので、あの規定しておりますので、それで読み取れるかなということ認識しております。

それから第4条の提出の中で項目が二つに分けたほうがいいじゃないかということ、確かにその考えはございまして、いろいろと考えている中で、こういった場合、こういった場合があるなということ、単純にいつかだてにしてしまったというところがございますので、ご理解いただければと思います。

それから6条の必要な事項は規則を定めるかということ、規則を今案段階ですけれども定めることにしております、その中では様式なんかの取り決めをするということ考えております。定め次第、決裁取り次第公表ができるかなと思っております。

それから附則の2項の、期間を延ばす11月30日にする件でございますが、今年度から新たに課税が出てまいりましたので、その分が1月1日で間に合っておりませんから、今年度に限っては議決後、約2ヵ月間の期間の中で申請いただければいいかなという考えをいたしましたので、11月30日にさしていただいたということでございます。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 三島議員。

**○議員（4番 三島 尋子君）** 1番目の質問ですけれども、3年間に限りということになっているからということでしたが、その3年間の間になんらかでこの免除を受けるということができないことが起こった場合、そういう場合はどうするかということをお願いしたんですけれども、3年が経過してしまえばそれはまた別のことだと思っております。その点についてもう一度お願いします。

そうしますと、4条ですけれども、わたくしとしてはやはり虚為の届け出ということ、1項にして、後2項にやっぱり税金の滞納という、そういうあれは虚為の届け出ということとは違うの

で、定めたがいいなというふうに捉えています。その点をもう一度お願いをします。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。3年間の内でその中で回答にできなかったりしたらどうかということでございますけれども、その間、毎年申請をいただく、届け出をいただくかたちになりますので、その際に審査をさしていただいて対応するという形になると考えております。

それと4条の件は、確かにご指摘のとおりだとは思っておりますが、1行にしてしまったということでは、ちょっと別々の条文があるんじゃないかという捉えもありますけれども、そういったことで1行で全部を説明した方がいいかなと、こちらが判断したのでこういった形にさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） この届け出は3年間は最初の年、申請があつて3年間は認可するけれども、3年間続いて課税はしないけれども毎年届け出をするんですね。そういうことはどうかうたってありましたかね。わたしは1回すれば3年間なるというふうに解釈しています。

それでちょっと他町というか他市とかも見ました時にそういう文言がうたってありました。だから毎年はしない。1回したら3年間、それでその内にもし仮に、該当しなくなった事由が生じた場合の届け出ということがうたってあったので、ああ日吉津村のこの条例にはないなと思って、それを質問をさしていただいております。そこのところもう一度、それとやはり4条は違うのでせつかく新しい条例を作るので、2項にしていた方がいいっていうことを考えますが、もう一度お願いします。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。まず1点目の、1回の届けで3年有効じゃないかということでございます。これは3条のところでの読み取りになると思っておりますけれども、毎年1月31日までに村長に提出するという書き方でございます。これは償却資産、毎年届けになるそういったことのイメージと、同様と捉えておりますのでこの条文で毎年出していただくということでの捉えをしておりますので、その間に変わったところはカバーできるかなということでございます。

それから4項の件、なかなか意見がかみ合いませんけれども、まああの2項にするという考えもございしますが、同じ1項の中で全部を書いた方がいいという判断をさせていただいたので、こ

ういった形にさせていただきました。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** ほかにありませんか。

前田議員。

**○議員（7番 前田 昇君）** 7番、前田です。このあの条例の根拠になっているね、国の法律のあらましについてちょっと確認の意味でお伺いしたいんですが、まずこの条例について3点ほど伺いたいと思います。ここの中に地域の未来を牽引する企業の、まあ選定するということがありますので、これは国になりますのか、あるいは県に届けしたということであれば県になるのか、国なり県の判断のその基準というものがあるのか。要するにそういう該当企業だという基準というものはどういった、たくさんあるかも知れませんが、おおむねこういった内容で、今回こういう日吉津村に該当企業についてはこういう基準だというふうなことを、お教えいただいたらと思います。

それからちょっと似ていますが、地域経済の中心的な担い手となりうる事業者という表現がどこかにあったわけですが、その中心的な担い手となりうるというのはですね、いわゆる大きな企業でとにかく波及効果があるという意味なのか、あるいは新しい技術とかそういった企業のイノベーションとかあるいは雇用創出とかですね、まあその辺の理解を中心的な担い手ということについてのご説明をいただきたい。

それからですね、3年間課税免除の対象となる固定資産とありますが、これはいわゆる新規に取得した土地なんかも含めてなのか、償却資産等が入るとは思いますが、土地建物についてはどのような扱いかということでもあります。それにあたってですね、たとえば最低の評価額とかこの該当の物についての評価額というのを伺いたいところですけど、説明がしにくいかと思いますが、その規模、評価額なりの基準というのがあるのかというふうなことですね。とりあえずその三つですね、法律の趣旨になると思いますけれども、ご説明いただいたらと思います。

**○議長（井藤 稔君）** 矢野住民課長。

**○住民課長（矢野 孝志君）** 前田議員のご質問にお答えいたします。1点目、牽引企業の基準はということでございますけれども、これは国が基準を設けておりまして、その中になりますけれども、経済産業省の方で選定要項を定めておられます。その中に基準がございます。その中では、民間の調査会社が所有するデータベースに記載されている事業者、その内の売上高、利益、従業員数、県外での販売額や県内での仕入れ額、そういったものを基に企業を偏差値化するという表現になっておりますけれども、まあ数値化するというところでございますが、そうしたところの事

業所が各県で上位に位置する、まあ上位に入る事業所を牽引企業で選定しますという基準になっております。それに、このたびの村内の事業所も合致したということで、選定されたということでございます。

それから2点目の、地域経済の中心的な担い手となりうる事業者ということでの、地域経済の中心的な担い手ということでございますけれども、その考え方が明確になったところがちょっとわかりませんでした。地域経済、経済産業省の方の募集要項では、地域経済の中心的な担い手となりうる事業者を、地域未来牽引企業として選定しますという表現になっております。この辺でちょっとあいまいなんですけれども、法律の中を確認してみますと地域未来牽引事業ということが、地域の特性を活かして高い付加価値を創出することや、地域内の取引の拡大、それや受注機会の増大など、そういったことによって、地域の事業者に相当の経済効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業と定義されているところなんです。

それから考えまして、紐解きますと選定基準にある売り上げや、地域内外の取引の状態などそれから地域から勘案して、地域経済への影響力が大きい事業者を、地域経済の中心的な担い手ということの考えになっているということで認識をしております。これにつきましてですけれども、その事業者については取引額の増とか売り上げの増加、雇用の増加とかそういったことが法律等でうたってありますので、そういったことが必要になってくるということと考えております。

それからもう1点の、課税対象となる固定資産はということですが、ご質問にあったとおり、土地と建物と償却資産、固定資産は全て対象になりますけれども、ただその中で土地については取得してから1年以内に建物を建てないといけませんという基準になっておりますので、そうしないと該当になりませんので、そういったことが土地だけは決まっております。

今回の課税免除についてのところが、どれくらいあるかは届け出をいただかないとわからないところなんですけれども、建物や償却資産なんかは該当になるのかなあということは考えております。評価額のこととも言われたかと思いますが、事業所を特定されるものですから、個人情報保護の観点からちょっと公表ができませんので、ご理解いただければと思います。

それからあと、基準とかがあるかということでございますけれども、事業期間が令和3年度までということになりますので、その間に投資されたりしたところが対象になってくるかと思いますが、基本的には固定資産の評価と同様でございます。たとえば免税店が土地だか30万とかがありますけれども、そういう基準に照らし合わせて、この条例で定める免除になる部分が計算されます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） ありがとうございます。なかなかですね、今の説明の中で聞けば聞くほどいろんな疑問はわいてくるんですけども、また、他の機会で細かくは聞きたいとは思いますが、結局国の基準で、しかもそれは民間のデータベースだという話なので、ちょっと非常にそういった面ではストーンと落ちないというのが正直あります。

先ほどの評価額の基準もですね、一般の固定と同じだっていうことであると、かなり小規模のものでなってくるのかなあというふうな感じておりますので、そのあたり、もう少しそこをもし整理してお話しがいただければいただきたいと思いますが、それで更に今回の措置についての質問を4点ほどしたいんですが、まず1点は該当企業が更に設備投資を、たとえば1年目して課税免除して2年目、3年目に更に拡大したと、まあ先ほどの同僚議員の質問で少しわかったような気がしますが、毎年受けるということなので、その都度免除額が変わってくるということになると思いますが、要は最初の3年間と次の年からまた3年間であれば、都合4年間みたいなね、そういう扱いがあるのかどうなのかということが1点ですね。

それからこういった課税免除に対して、たとえば国の方から村への交付税算入とか、補填、支援、そういったことがあるのかということ。それからこの該当企業には国や県から直接に何か支援をすとか、助成をすとか、この扱いに関してそういったものがあるのか、その辺わからなければ仕方がないと思います。調査していただくということになると思います。

それから村に該当の企業があるということで、非公式にも、ある程度村の方に協議なり説明があったのかということも1点付け加えていただきたい。以上、4点追加ということでお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。最初に小規模の固定資産の部分はどうなるかということですが、所有者に対しての固定資産になるものですから、新たに投資されたものは小規模であっても、合算さしてもらって計算するということになっております。

それから更に投資した場合はどうなるかと、3年間免除にまたなるかということでございますけれども、この事業者が選定や承認されている中で、その中で一連の事業をされるということでございますので、年度計画を立てて事業をされるということが想定されます。そういったことから新たに投資された部分についても対象になるということと考えております。

それと国から交付税算入や補填なんかがあるかということでございます。これについては交付



税の措置がございます。ただ、財政力指数の基準がございまして、日吉津村ではその基準から措置の対象から外れるということでございます。

それと国や県が別の支援をしているかということでございますが、これについては県のホームページなんかを見ますと、法人税額の税額控除とか不動産所得税の軽減などが紹介されておりますので、これは多分県の制度だと思いますけれども、国の方でも補助金があるというようなことはネットで確認はしておりますが、詳細はちょっと確認しておりません。

起業から、事業所から村への協議があったかということでございますけれども、口頭ですが電話や来庁されて、どうだろうかというような協議はいただいてきておるところです。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 前田議員。

**○議員（7 番 前田 昇君）** ありがとうございます。ちょっと交付税措置の辺のところが聞き取りにくかったんですが、要するに財政力指数が1にならなくても日吉津村の基準だとはいらなかったということだったのでしょうか、その辺をはっきりさせていただきたいということです。その点だけ、お願いしたいと思います。

**○議長（井藤 稔君）** 矢野住民課長。

**○住民課長（矢野 孝志君）** 前田議員の質問お答えします。交付税措置の件ですけれども、財政力指数の基準というのが定まっていると申し上げましたが、それは市町村では 0.67 以下の市町村が対象ですと、それを超えているところは対象になりませんということで、日吉津村は超えておりましたので対象にならないということでございます。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** ほかにありませんか。

橋井議員。

**○議員（3 番 橋井 満義君）** 3 番、橋井です。この件について若干ご質問させていただきたいと思います。先ほど来、同僚議員からる質疑あったかと思いますが、ごく単純なことなんですが、確かに先ほど矢野課長の方から説明がありました。これあくまでも経産省の選定要項に該当して、その基準をクリアをしているところが選定の中の対象であるということで、確かに国はそういうふうを選定基準を設けて、しかしながら実施をするところのわたしどもの地方公共団体が課税をしておる固定資産税は、要するにここで減免するということは、おのずと村の税金が減るということは全く変わらないわけです。減収なんです。

それでしかしながら、ここではそれなりのやはり地元のそれなりの企業さんに、活躍をしていただきたいということが趣旨であるたるために、この法律をつくってですね、それで頑張ってい

ただきたいということだと思います。

それですね、このわたし一つ確認をしておきたいのは、経産省の選定要項の中に、今、届け出制になっておりますが、その届け出をする従前の過去の訴追っていったらおかしいかもわかりませんが、過去のたとえば言葉悪いんですけども、滞納であったりとかですね、そういう状況もその中で勘案をしたといいますか、その基準の中で査定要綱というものを設けられておられるのかということ、まずそこでお聞きして確認をしたいと、それが1点です。

もう一つ、お願いします。その要件の中で土地の話が出ましたけれども、たとえば新たに新規土地を取得されてですね、そこに先ほどの質問の答弁の中ではありましたが、土地取得後、1年以内の建築ということがありました。それで1年以内に建築ということになりますけども、その1年以内の建築というのは実にルーズな答弁だと思いますけれども、掛かる、要するに着工なのか、竣工なのかで大きく差が出ます。竣工といいますのは、施行期間が1年以内に終わらないと竣工になりません。その点をはっきり、お聞きしたいなと思います。その2点、ちょっと答弁お願いします。

**○議長（井藤 稔君）** 矢野住民課長。

**○住民課長（矢野 孝志君）** 橋井議員のご質問にお答えします。まず1点目の、国の選定基準の中に滞納とかっていうことで、査定の要綱があるかということでございます。要項の中にあがっているところで、はっきりそういった書き方はございませんけれども、ただ、重大な法令違反がないことというようなことが選定基準に上がってきておりますので、その中ではなにがしかの対応をされているんじゃないかなと推測しているところでございます。

それから2番目の、土地の取得した場合の1年以内は着工か竣工かということでございますけれども、ちょっと説明がたらなかったですが、1年以内に着工したら対象になるということでございます。以上です。

**○議長（井藤 稔君）** 橋井議員。

**○議員（3番 橋井 満義君）** 3番、橋井です。今の2点で回答いただきました。まず、建物については、1年以内の着工ということが原則であるということで理解をいたしました。

それから過去の云々については、要するに重大な法令違反ということが、一つの項目であるということでありまして、その部分の詳細の部分についてはこちらで云々ということよりも、あくまでも県なり国の経産省の方のそのマニュアルでといいますか、向こうの方で判断されたもので、こちらの方でその部分のことについてまでの該当要件としては、判断しかねるというこ

との理解でよろしいんですかね。それについて。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えします。言われたとおり、おおざっぱな項目になっておる観点から、まあ法令違反がないことということで、その中で対応ができておるといふことで理解をしております。こちらでは、その詳細まではわからないといふところでございます。はい、終わります。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

## 日程第2 議案第50号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、議案第50号日吉津村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。2点伺います。この表を見てもと改正前と改正後とあるわけですが、真ん中の倉吉の方が8月1日からということになっています。この施行を見ますと、交付の日から施行するということになっていますが、最短でもこの議会が終わるのが25日ですので、ああ25日かなということ想像するわけですが、その場合に8月の1日から9月24日までの間はどうかでしょうね。単純にそう思いました。この点と、それとこの法人の内容が公表されておりますけれども、3番目のところに載っているもの、これはインターネットで見ましたので途中変更がされて、でも、条例ですので議会かけないといふからなと思ったんですが、八頭郡のは。

○議長（井藤 稔君） すみません。ちょっとマスクしてありますのでもう少し大きな声ではっきりと。

○議員（4番 三島 尋子君） 3番目のです。改正前、これが令和4年となっていますが、現在の条例では平成34年となっていますね。それは単純にこう直していいものではないかな。この際にしておいたのが、良かったのではないかなあと考えるんですけれども、どういうことでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 意味わかります。矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まずこの、倉吉の鴨水館さんの期間が8月1日から始まるけども、公布の日が9月末になるんじゃないのかと、その間に空白期間ができますということですが、寄附控除受けるのが申告期間中になりますので、年間中の領収書それが対象になってきますから、特にちょっとここでは前後したかたちになりますけれども、この8月1日からの空白期間、この間も対象になった領収書があればそれで寄附控除が受けられますから、こういった形にさせていただいたところでございます。

それから2点目のハーモニカレッジさんのところが、条例では平成34年12月31日までになっているということですが、これは専決の時だったか年度を一斉に替えておりますので、まだ公表のデーターが直っていないんじゃないかと思われそうですが、変えたという認識がございましたので後で確認させていただこうと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第51号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議案第51号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただ今開会中の、第3回日吉津村議会定例会9月議会に提出をしております議案第51号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）につきましては、歳出予算の財源内訳に誤りがあったことが判明したため、これを撤回させていただき、最終日に再度提案させていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） ただいま村長から、議案第51号につきましては撤回したい旨の説明がありました。この件について質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） はい、3番、橋井です。ただいま村長から撤回の申し入れがありました。これにつきましてはさまざまな要因があったというふうに理解をするわけでありまして、それでちなみに、支出の内容等は変更がなく、あくまでも金額の部分に齟齬があったということを理解してよろしいものでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。ほかの部分については修正はありません。財源内訳の部分についての、数字が間違っていたということでご理解いただきましたと思います。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。今課長の方から説明がございました。説明事項等は齟齬はなく、あくまでも金額の部分が若干の齟齬があったということで、まあ、理解をいたしましたので、その部分で間違いございませんね。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） はい、現在のところそういうことで撤回の申し出をさせていただきました。ただ、再提出の場合はもう一度再確認をして、正しいかどうかというのを確認をした上で再提出をさせていただければと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。よって本議案を撤回したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）については撤回することといたします。

---

#### 日程第 4 議案第 52 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、議案第 52 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### 日程第 5 議案第 53 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、議案第 53 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療

特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

---

### 日程第6 議案第54号 から 日程第9 議案第57号

○議長（井藤 稔君） 日程第6、議案第54号から日程第9、議案第57号までの4議案については、決算の認定についての議題であります。各議案については質疑終了後、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは日程第6、議案第54号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この決算に関わる総括的な意味合いで、ここで伺うわけですが、これから全議員によります委員会を設けて、その結果、昨年も付帯意見という物をつけて議会に報告するということでもあります。あえて言えば各項目の付帯意見については、村執行部から言えばですね、実施できないものやあるいは難しいもの、あるいは考え方が違うとかあると思いますが、あらかじめ確認したいのは、言いつばなし、聞きつばなしではなくて、やっぱり委員会の付帯意見については、できない、あるいは考え方が違うというふうなことを、回答なりその都度対応いただくと、それが無いものについてはやはり、1年間の中で内容について検討いただくということがお互いのルールだと思いますので、その点についてここで村長から一言答弁をいただいたらと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ええ、今いただきました付帯意見につきまして、これはいただきましたものにつきまして、翌年度の予算に繋がるものについては繋げるかどうか検討し、また、すぐにはできないものに関しましても引き続き執行部の方でどのように対応していくかというのは、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

続きまして日程第7、議案第55号例元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括でお願いします。質疑はありませんか

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

続きまして日程第8、議案第56号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

続きまして日程第9、議案第57号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） またあの、決算審査の時に聞けばいいことかもわかりませんが、一つだけちょっと単純と言いますか、基本的なことをお伺いしたいなと思います。歳出の決算ということですが、ちなみに日吉津、大山、南部町と三つで汚泥の処理施設をしておりましたが、その最終的なその行方がどういうふうになっているのかというのを、基本的なことでよろしいんで、その行き先がちょっと、わたくしもうとくなっているもので、その辺はいかなるものでしょうね。今どうなっているのか、そのなげっぱなし、それと決算の状況にそれが関係があったのか、なかったのか、ちょっとその辺の概要だけを確認しておきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） これは本件との関連はありますか。本議案との関係は。

○議員（3番 橋井 満義君） 公共下水道の汚泥を今まで処理をしていたのが、今回の決算にそれが関係しておるのかなのか、それだけです。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。日吉津村、大山町、南部町におきまして、下水道のコンポスト施設の維持管理について行っておるわけですが、こちらの施設につきましては平成31年4月1日以降、コンポスト化施設への新たな汚泥搬入は

停止しておる状況でございます、民間事業者の方に処分を委託をしておるところでございます。かかる費用につきましては、この3町村において負担割合それぞれ投入割合なり、平等割りで支出をしておるところでございますけれども、こちらの施設の今後の利用状況等につきましては、現在まだ検討中でございます、はっきりとした方針ということはまだ決まってはないう状況でございますけれども、そちらの方につきましても方針を決めたものにつきましてまた、議会の方にご報告をさせていただかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） これあの、この決算には関係あるの、ないの。それをちょっと聞きたいということ。

○建設産業課長（益田 英則君） 決算につきましては関係があるということでございますけれども、決算額ついてが先ほど言いましたように平成31年4月1日から投入がされていないということで、決算額はゼロということで出てきておりますけれども、こちらが公会計に移行したということで、出納整理期間に発生する金額についてが特例的未収金ということで、令和元年度の決算額にはゼロということであがってきておるところでございます。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員よろしいでしょうか。

○議員（3番 橋井 満義君） また、委員会の方で。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。お諮りします。この際議案第54号から57号までの議案4件については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第54号から議案第57号でを決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に、橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員と決定しました。橋井決算審査特別委員長には4会計の決算認定について会期中に審査していただくようお願いします。審査結果を来年度の予算編成に反映



させるために大切と考えていますのでよろしくお願いします。

---

#### 日程第 10 議案 58 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 58 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

---

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

午前 10 時 27 分 散会